

令和3年8月から負担限度額認定の適用基準が変わります

所得の低い方は申請により、ご自身の所得等に応じて食費の負担が軽減されますが、このうち、利用者負担段階第3段階を2つの段階に区分するとともに、食費(日額)について見直しが行われます。

また、助成の要件となる第1号被保険者本人の預貯金額等の基準について、段階ごとにそれぞれ基準が厳格化されます(第2段階:650万円、第3段階①:550万円、第3段階②:500万円)。

なお、第2号被保険者の基準および夫婦世帯における配偶者の上乗せ分は、現行の1,000万円の基準を維持します。

詳細につきましては、下表を参照してください。(色塗り部分及び太枠内が令和3年8月からの変更点です。)

(1日あたり)

利用者負担段階		預貯金額(*2) (夫婦の場合)	居住費(円)				食費(円)	
			ユニット型 個室	ユニット型 個室的 多床室	従来型 個室	多床室	短期 入所	施設
第1 段階	生活保護等受給者	要件なし						
	世帯全員が市町村民税非課税 の老齢福祉年金受給者	1,000万円以下 (2,000万円以下)	820	490	490 (320)	0	300	300
第2 段階	世帯全員が市町村民税非課税 かつ本人年金収入等(*1)が 年間80万円以下	650万円以下 (1,650万円以下)	820	490	490 (420)	370	600	390
第3 段階 ①	世帯全員が市町村民税非課税 かつ本人年金収入等(*1)が 年間80万円超120万円以下	550万円以下 (1,550万円)	1,310	1,310	1,310 (820)	370	1,000	650
第3 段階 ②	世帯全員が市町村民税非課税 かつ本人年金収入等(*1)が 年間120万円超	500万円以下 (1,500万円以下)					1,300	1,360
基準費用額			2,006	1,668	1,668 (1,171)	377 (855)	1,445	

*1 合計所得金額(年金収入に係る所得分を除く)と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計を指します。なお、合計所得金額は、土地・建物等の譲渡所得金額に係る特別控除額を差し引いた金額となります。また、税制改正に伴う給与所得控除、公的年金等控除の引き下げによる影響を考慮し、引き下げがなかった場合と同額に調整して計算します。

*2 第2号被保険者の預貯金額等の基準は、1,000万円です。

※ 居住費の()内の金額は、介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の金額です。

※ 食費の基準費用額(国が定める標準的な額)についても、令和3年8月より、現行の1,392円/日から1,445円/日に見直しされます。

制度改正に関するお問い合わせは なごや介護保険お問い合わせセンター

☎ 0570-088-580

受付時間 月曜日～金曜日(祝休日を除く) 午前8時45分～午後5時30分

受付期間 令和3年4月1日(木)～令和3年8月31日(火)

※「振り込め詐欺」などにご注意ください。お問い合わせセンターからATMの操作をお願いすることは絶対にありません。